

申込みに当たっての注意事項

この広告募集案件は、京都府道路公社広告取扱規程第3条第2項に規定する「京都府道路公社広告取扱基準」に基づき、申込者及び掲載内容に制限を設けています。

下記の各項目のいずれかに該当する事業者又は事業の広告は、掲載することができませんので、御注意願います。

● 広告内容等の制限について

1 掲載の対象とならない事業者または事業

- (1) 法令等に違反しているもの
- (2) 暴力団及びその構成員（暴力団の構成員であると認めるに足りる相当の理由のある者を含む。）
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」に該当する事業
- (4) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当する事業
- (5) 行政機関からの行政指導を受けたにもかかわらず改善を行わない事業者
- (6) 物品買入等契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年10月1日付け6財産第370号京都府出納管理局長通知）又は工事等契約に係る指名停止等の措置要領（平成5年6月29日付け5指第284号京都府土木建築部長通知）に基づく指名停止を受けている事業者
- (7) 違法又は不適当な行為により営業停止その他の不利益処分を受けている事業者
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続中又は会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続中の事業者
- (9) その他公社資産を広告媒体とする広告に係る事業者又は事業として適当でないと認められるもの

※各号の詳細は京都府道路公社広告取扱基準第2参照

2 掲載の対象とならない広告内容（京都府道路公社広告取扱基準第3項）

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 犯罪を推奨し、肯定し、美化し、又は助長するもの
- (3) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 政治性のあるもの
- (6) 宗教性のあるもの
- (7) 社会問題についての特定の主義又は主張を含むもの
- (8) 個人又は法人その他の団体の名刺広告
- (9) 良好な景観の形成又は風致の維持を害するおそれがあるもの
- (10) 内容又は責任の所在が不明確なもの
- (11) 虚偽の内容若しくは事実と異なる内容を含むもの又は事実を誤認させるおそれのあるもの

(12) 比較広告

(13) 懸賞広告及びクーポン付き広告

(14) その他公社資産の性質等に照らし、広告掲載することが適当でないと認められるもの

※各号の詳細は京都府道路公社広告取扱基準第3参照